

北星学園大学同窓会支部設置規約

1. 支部は、次に掲げる場合に幹事会の承認を経て設けることができる。
 - (1) 会員10名以上の居住の地域
 - (2) 会員10名以上の職域、サークル等の会員で構成される団体
2. 支部は所属会員相互の親睦交流を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
3. 支部を設けようとするときは、代表者、当該支部の名称等の必要事項を定め、支部会員の名簿を添え、「北星学園大学同窓会支部設置申請書」を会長に提出することとする。
4. 会長は、支部設置申請書を受け取った場合は、幹事会に提案することとする。
5. 支部には支部長1名、幹事若干名、会計、監査をおく。その他必要に応じて役員をおくことができる。
6. 支部の会議および会計その他必要な事項は、支部毎に支部規則を設けることとする。
7. 本規約1（1）による支部の支部長は、本会の幹事としてその任にあたる。
8. 支部長は、年度毎に支部会員名簿、活動状況報告書、会計報告書を会長に提出するものとする。

附 則

この規約は、1982年10月16日から施行する。

附 則

この規約は、2024年10月19日から施行する